

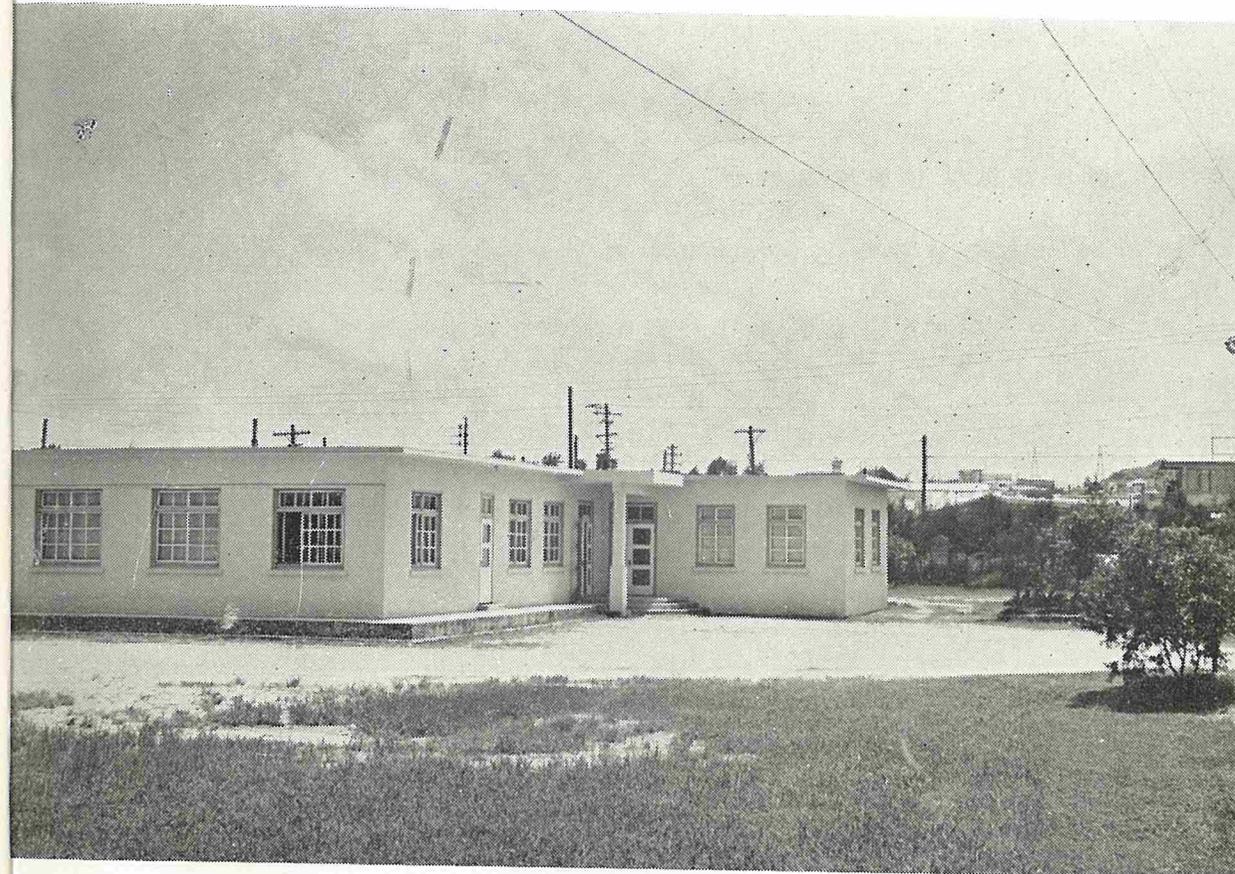
年 次 報 告 書

1964 会 計 年 度

琉 球 水 道 公 社

年次報告書

1964 会計年度



琉球水道公社

前 書

この年次報告書は、1964会計年度の琉球水道公社財政及び関係活動並びに運営と、1964年6月30日末の公社の財政状況及び1965会計年度の公社の諸計画等について公表するものである。

公社の発展は、米国琉球民政府及び在琉米陸軍との協力の下に樹てられた系統的水道基本計画にもとづくものである。1964会計年度は沖縄にとって近代的水道施設を開発するこの基本計画完遂の跳躍台の一つであつた。

琉球水道公社総裁

屋 田 甚 助

1964年6月30日

沖 縄 那 覇

目次

前 書..... 1

I 概 観..... 1

II 琉球列島における給水..... 2

III 1964会計年度概観..... 4

IV 1965会計年度投資計画..... 7

V 公認会計士の監査報告..... 9

 公認会計士の意見書..... 11

 貸借対照表..... 12

 損益及び利益剰余金計算書..... 13

 財務諸表脚注..... 14

付 録

1. 琉球水道公社の理事及び顧問..... 17

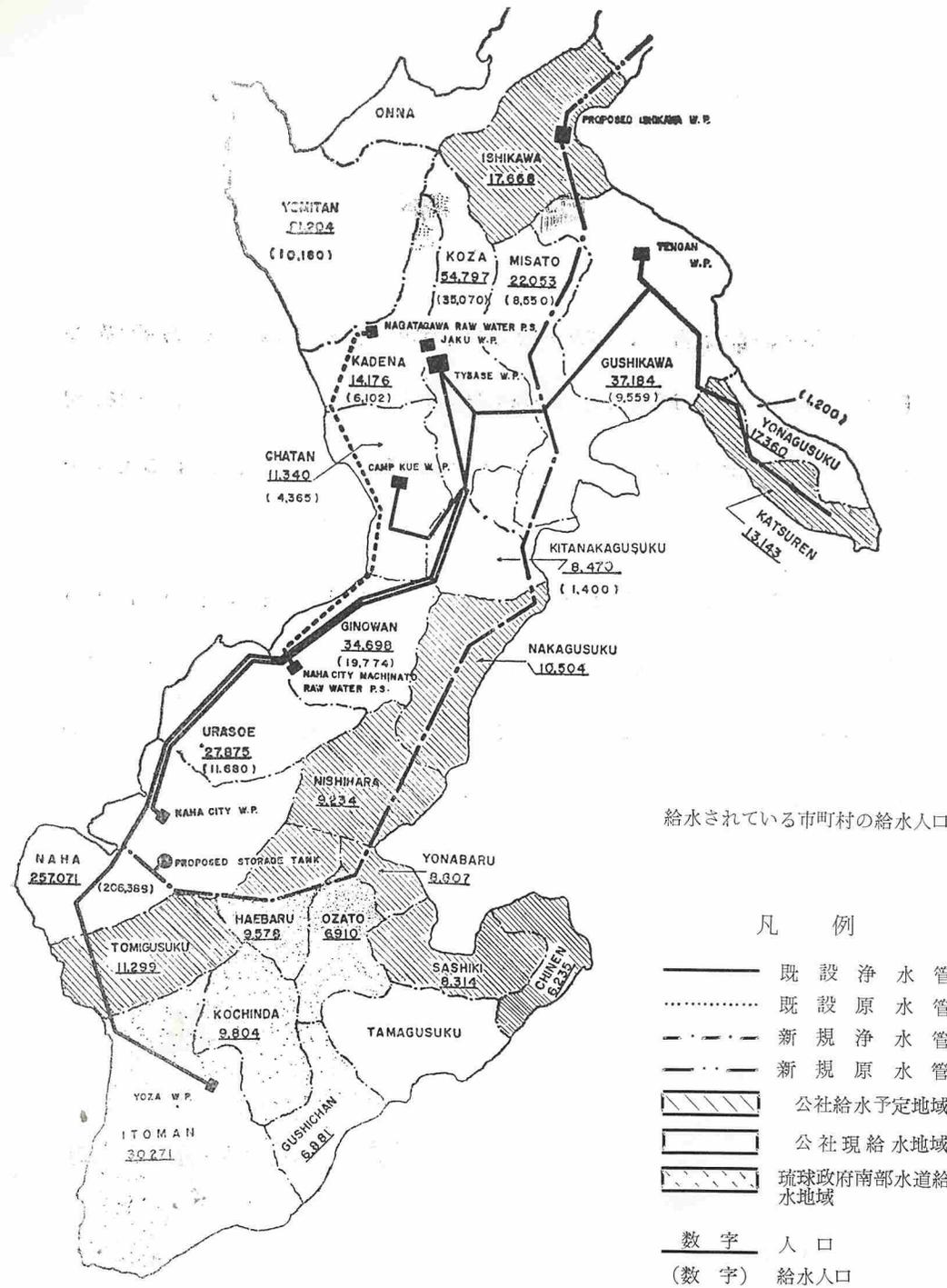
2. 琉球水道公社機構図..... 18

3. 琉球水道公社定款..... 19

4. 琉球水道公社資本の増加..... 25

5. 琉球水道公社年次別水の売上高..... 26

6. 琉球水道公社の水の売上..... 27



琉球水道公社が給水している市町村

I 概 観

琉球水道公社は、米国琉球民政府の一機関として1958年9月4日付高等弁務官布令第8号によつて設立され、その目的は、琉球住民の需要と利益及び琉球の産業の発展等をはかるため、水を供給することにある。この目的のため、公社は、沖縄における水道施設の或る部分を取得、維持及び運営する責任を負わされている。

公社の運営は、米国琉球民政府民政官によつて任命される5名からなる理事会に与えられている。理事会は、公社定款及び琉球の関係法令及び布令にもとづいて公社によつて遂行される全ての権限を行使する権限が与えられている。理事は、米国琉球民政府の職員、在琉米陸軍、琉球政府、公社及び琉球住民一般から選任されている。

公社役員は、総裁、副総裁、秘書役、出納役からなり、1963年12月1日現在で、全役員が専任となつた。それ以前までは、正副総裁は、米国琉球民政府職員から任命されていた。全島統合給水施設は、現在、在琉米陸軍によつて運営されており、運営協定によつて、公社は、民間用の水を運営原価で、在琉米陸軍から購入している。

Ⅰ 琉球列島における給水

沖縄住民の飲料水の主要源は、全島統合給水施設である。

この施設は在琉米陸軍及び公社所有施設からなっている。

全島統合給水施設は通常1日約24,000,000ガロン、渇水期に1日21,000,000ガロンの浄水能力がある。全島統合給水施設の主要水源は、比謝川及び天願川の地表水である。地下水源は、5,000,000ガロンの原水供給能力がある。中部沖縄の那覇から読谷に至る西海岸沿いの全市町村及び中部沖縄の北中城から与那城に至る東海岸に沿う一部の市町村は、全島統合給水施設から受水している。浄水は、全島統合給水施設から各市町村の配水施設を経て消費者に送られる。

那覇市は、沖縄における第二の浄水施設能力をもっている。しかし、那覇市の浄水及び配水施設は市の中心部だけに給水している。その施設は1日6,000,000ガロンの浄水能力がある。全島統合給水施設は、那覇市の不足原水を補うため、1日2,000,000ガロンまでの原水を供給している。

独立した給水施設は、沖縄の、名護及び糸満両町、宮古の平良市及び八重山の石垣市によって運営されている。宮古の給水施設は、宮古水道管理局によって運営されている。宮古水道管理局は、宮古の水源開発のために1964年5月に設立された。

沖縄の大部分の住民に給水しているこれらの給水施設の外、離島僻地では、井戸及び泉に飲料水源をもとめている簡易水道施設が開発されている。



「写真説明」

去る1964年3月2日米国政府割当資金からの援助金 \$2,000,000ドルの小切手が、オットー・E・パスマン下院議員（左）から琉球水道公社総裁屋田甚助氏（右）に手渡された。この資金は、沖縄の水道建設工事に使われる。

Ⅲ 1964会計年度概観

A. 運 営：

1964会計年度中に、全島統合給水施設は、原価1,000ガロンにつき11.05セントで、総計6,078,000,000ガロンの浄水を生産した。そのうち、2,494,000,000ガロン（41%）が、民間向販売のために公社に供給された。浄水は、公社から以下の価格で販売された。

平均価格		
市 町 村	1,000ガロン当り	21.94セント
そ の 他	”	38.27セント

公社から1964会計年度に那覇市に供給された全島統合給水施設からの原水量は、722,000,000ガロンであった。公社では、ひきつゞき、全島統合給水施設の終局的統合を目途に、市町村自体の配水施設の開発を奨励している。これに関連して、1964会計年度中に、公社では、1,221の受水者を全島統合給水施設と連結している市町村に移管した。

B. 建設工事計画：

水道基本計画は、実施第二年次に入り、公社は、1964会計年度中に4,500,000ドルの追加資金をうけた。そのうち2,000,000ドルは米国政府割当資金、2,500,000ドルは米国琉球民政府一般資金からである。これらの資金は、以下の9つの計画に使用される。

1、米国政府割当資金

a 東海岸送水施設の建設

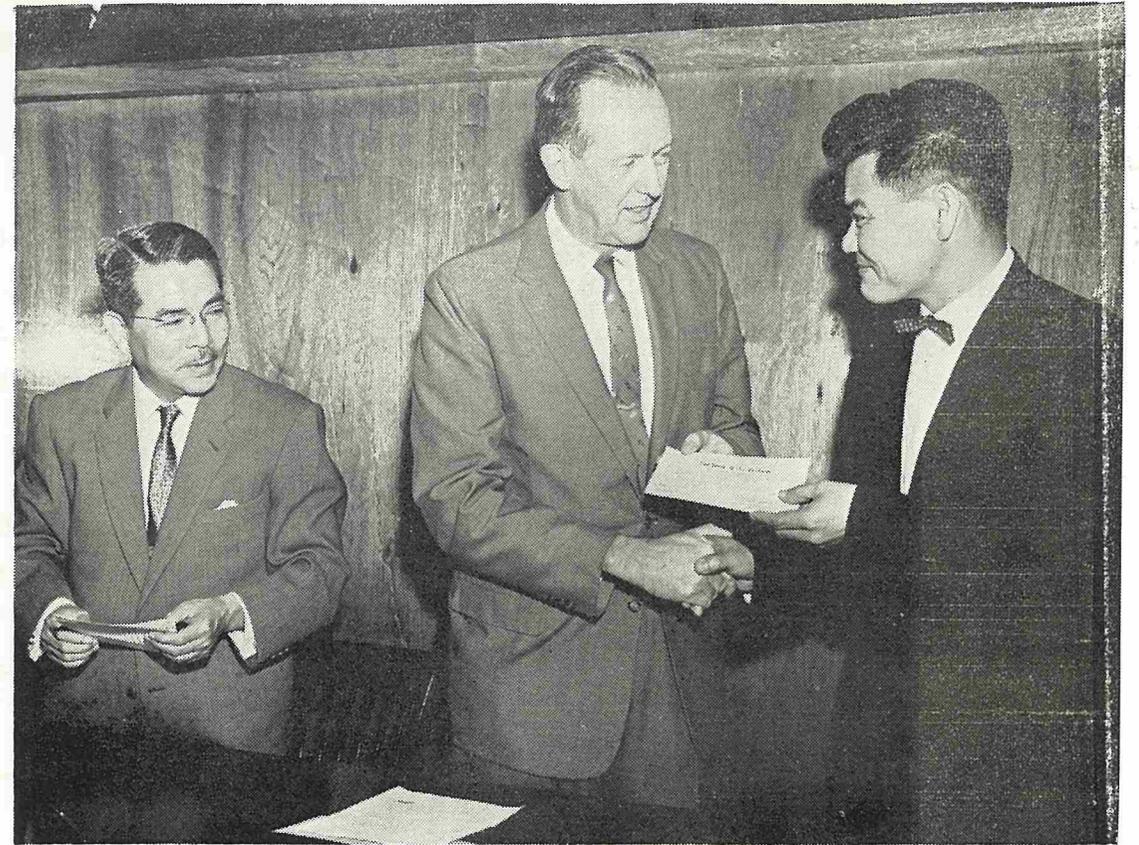
延長約94,000フィートの送水管購入費 \$ 1,100,000

b 天願川の貯水池建設費 \$ 575,000

c 天願における井戸群の建設費 \$ 275,000

d 川崎ポンプ場改修工事費 \$ 30,000

e 大工廻ポンプ場改修設計費 \$ 20,000



〔写真説明〕

1964年3月19日、米国琉球民政府民政官ジェラルド・ワーナー氏(中央)は、琉球水道公社副総裁大浜博貞氏(右)に2,500,000ドルの小切手を手渡した。贈呈式に立合っているのは、琉球政府行政主席大田政作氏(左)。沖縄における水道施設の一層の開発に使用されるこの2,500,000ドルは、米国琉球民政府一般資金からの援助金である。

2、米国琉球民政府一般資金

a 北部水道開発施設、第一次、前期工事

延長約106,000フィートの送水管購入費 \$ 2,200,000

b 瑞ヶ山ダム改修費 \$ 100,000

c 長田川の小型貯水池建設費 \$ 100,000

d 昇圧ポンプ場建設及び長田ポンプ場改修費 \$ 100,000

上記諸工事は、1964会計年度現在いずれも設計又は工事の段階にある。

C. 財政概要：

1964年6月30日現在、公社総資産は、1963会計年度末の\$4,544,902に対し\$9,453,000であつた。このうち、銀行預金は、前年の\$1,663,801に対して\$5,707,216であつた。現金有高\$5,707,216の内、\$4,943,522は会計年度1963年及び1964年に水道基本計画にもとづく必要な水道施設工事費のために米国政府割当資金並びに米国琉球民政府一般資金から公社に手渡された資金である。固定資産は建設仮勘定を含めて総計\$3,524,364となり、1963年6月30日から\$745,387の増加となつている。

公社の資本は1963会計年度末の\$4,425,803から1964年6月30日現在末の、\$9,379,213に増加した。\$4,953,410の資本増加は、水道基本計画にもとづく水道工事建設費として米国政府割当資金及び米国琉球民政府一般資金からの\$4,500,000、公社に贈与された資産\$51,004及び1964会計年度中の純営業利益金\$402,406からなつている。

1964会計年度において、公社の純営業利益は、前会計年度のそれに対して59%増加し、総利益及びその他の収益は、1963会計年度の\$332,976から1964会計年度の\$516,604に増加している。

運営費は、前会計年度の\$79,206から\$34,992増加し、1964会計年度では\$114,198となつている。

IV 1965会計年度投資計画

毎年住民の浄水需要が急速に増加するので、現存水源及び給水施設の開発を継続すると共に、北部沖縄における給水施設の拡張をはかることが、急務となつている。従つて全島統合給水施設に対する水道基本計画にもとづき、1965会計年度に以下の諸工事が計画されている。

1、米国政府割当資金

a 北部水道開発施設 第一次、前期工事

石川浄水場建設費 \$ 3,200,000

b 東海岸送水施設

送水管敷設費（延長約94,000フィート）\$ 800,000

2、米国琉球民政府一般資金

a 北部水道開発施設 第一次、前期工事

(1) 貯水池及びダム建設費 \$ 1,300,000

(2) 送水管敷設費（延長約106,000フィート）\$ 930,000

(3) ポンプ場建設費 \$ 250,000

b 東海岸送水施設

那覇に貯水施設（貯水能力10,000,000ガロン）の建設費 \$ 450,000

c 北中城に貯水施設（貯水能力10,000,000ガロン）の建設費 \$ 450,000

d ポンプ場（大工廻に）建設費 \$ 250,000

e 北部沖縄の水源の開発及び活用の調査研究費 \$ 150,000

f 北部水道開発施設 第一次、後期最終工事、開発調査及び設計費 \$ 100,000

g 中部送水施設設計費 \$ 20,000

h 牧港川に貯水池及びダム建設の調査研究費 \$ 15,000

3、公社利益金

a 石川浄水場及び那覇貯水槽の土地購入費 \$ 321,000

b タイベース浄水場凝集池の改修費 \$ 20,000

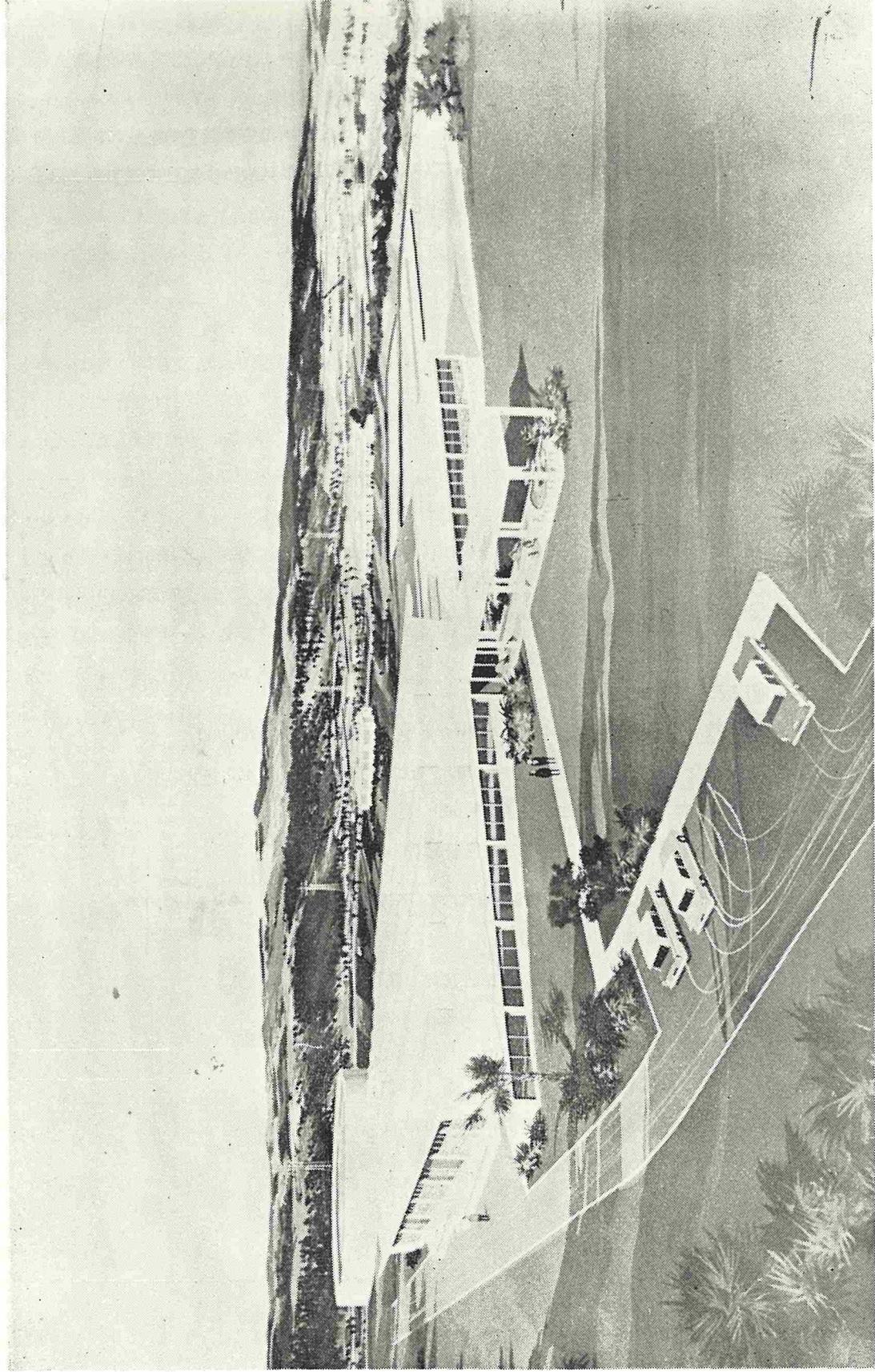


図 想 予 成 完 場 水 浄 川 石 (写真説明)

V 公認会計士の監査報告書

1964年8月28日

琉球水道公社
理事会 御中

ここに添付した貸借対照表、損益計算書及び利益剰余金計算書は、一般に認められた企業会計の基準に準拠し、且つ前事業年度と同一の基準を適用して作成せられており、琉球水道公社の1964年6月30日現在の財政状態及び同日を以つて終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。我々の監査は一般に認められた監査基準に準拠して行われ従つて会計帳簿の試査及び我々が必要と認めたその他の監査手続を含んでいる。

前事業年度の財務諸表は他の独立監査人によつて検査された。

プライス・ウォーターハウス・アンド・カンパニー

琉球水道公社

貸借対照表

(資産の部)

	6月30日	
	1964	1963
流動資産:		
現金預金(注記3)		
一般資金	\$ 763,694	\$ 637,784
建設資金	4,943,522	1,026,017
売掛債権		
営業未収金	90,140	59,399
その他	22,749	—
未収利息	107,049	41,483
前払費用	1,482	1,292
流動資産合計	5,928,636	1,765,925
固定資産:		
土地	9,408	—
償却資産(取得原価より1964年度末及び1963年度末の減価償却引当金をそれぞれ\$145,432及び\$73,912差引後)	2,723,478	2,382,289
建設仮勘定	791,478	396,688
固定資産合計	3,524,364	2,778,977
	<u>\$ 9,453,000</u>	<u>\$ 4,544,902</u>

(負債及び純資産の部)

流動負債:		
営業未払金	\$ 28,800	\$ 64,160
その他	23,350	26,278
水道料保証預り金	20,285	27,635
年次有給休暇手当未払金	1,352	1,026
流動負債合計	73,787	119,099
純資産:		
資本金(注記2)	8,282,439	3,731,435
利益剰余金	1,096,774	694,368
	9,379,213	4,425,803
	<u>\$ 9,453,000</u>	<u>\$ 4,544,902</u>

琉球水道公社

損益及び利益剰余金計算書

6月30日に終了した事業年度

	1964	1963
	売上(注記4)	\$ 656,129
売上原価	300,387	397,384
売上総利益	355,742	278,553
営業経費:		
減価償却費	76,149	48,662
給料、賃金	25,426	19,412
水道施設維持管理費	3,642	1,685
修繕維持費—事務用器具及び運搬具	1,543	1,474
通信費	1,264	1,451
事務用品費	1,260	1,340
借地料	1,100	562
家賃	915	1,800
監査料	800	700
光熱、水道費	577	441
保険料	575	558
出版、印刷費	515	740
年次有給休暇手当引当金	326	309
雑費	106	72
	114,198	79,206
純営業利益	241,544	199,347
営業外利益及び(営業外費用):		
開閉栓及検査手数料	383	2,165
定期預金利息	154,653	49,474
延滞水道料に対する利息	3,046	2,954
雑収入	240	—
資産売却(損)益	2,540	(170)
	160,862	54,423
当期純利益	402,406	253,770
利益剰余金:		
期首利益剰余金	694,368	440,598
期末利益剰余金	<u>\$ 1,096,774</u>	<u>\$ 694,368</u>

琉 球 水 道 公 社

財 務 諸 表 脚 注

1964年6月30日現在

1、非規制公益法人たる琉球水道公社は、琉球列島米国民政府によつて100%所有されている会社であり、収益課税は全部免除されている。

2、当事業年度中に\$4,551,004の増資があり、その源泉は下記に示されている通りである。

(イ) 統合水道計画工事に対する現金投下資本		
高等弁務官一般資金より	\$	2,500,000
合衆国割当資金より		2,000,000
(ロ) 土地及び償却資産の移管		
沖縄住宅公社より		36,218
コンボジットサービスグループ		14,78
		<u>\$ 4,551,004</u>

3、1964年6月30日現在の一般及び建設資金勘定は、3%から6.5%の利息付定期預金合計\$5,706,790と無利子の要求払預金合計\$426とからなっている。

4、売上取入は下記の項目よりなる。

	1964	1963
浄 水		
市 町 村	\$ 438,961	\$ 376,208
そ の 他	158,714	236,741
原 水		
市 町 村	57,796	54,442
修繕及び配管	658	8,546
	<u>\$ 656,129</u>	<u>\$ 675,937</u>

付 録

1. 琉球水道公社の理事及び顧問
2. 琉球水道公社機構図
3. 琉球水道公社定款
4. 琉球水道公社資本の増加
5. 琉球水道公社年次別水の売上高
6. 琉球水道公社の水の売上

付 録

1. 琉球水道公社の理事及び顧問
2. 琉球水道公社機構図
3. 琉球水道公社定款
4. 琉球水道公社資本の増加
5. 琉球水道公社年次別水の売上高
6. 琉球水道公社の水の売上

琉球水道公社

理事及び顧問

1964年6月31日現在

理 事

理事氏名及び役職

理事長	ピーター・J・アコーテイー中佐	米国琉球民政府公益事業局々長
理 事	小波 蔵 政 光	琉球政府行政副主席
理 事	オマー・E・ローラー	在琉米国陸軍エンジニア・グループ 水道部長
理 事	宝 村 信 雄	琉球開発金融公社 総裁
理 事	屋 田 甚 助	琉 球 水 道 公 社 総裁

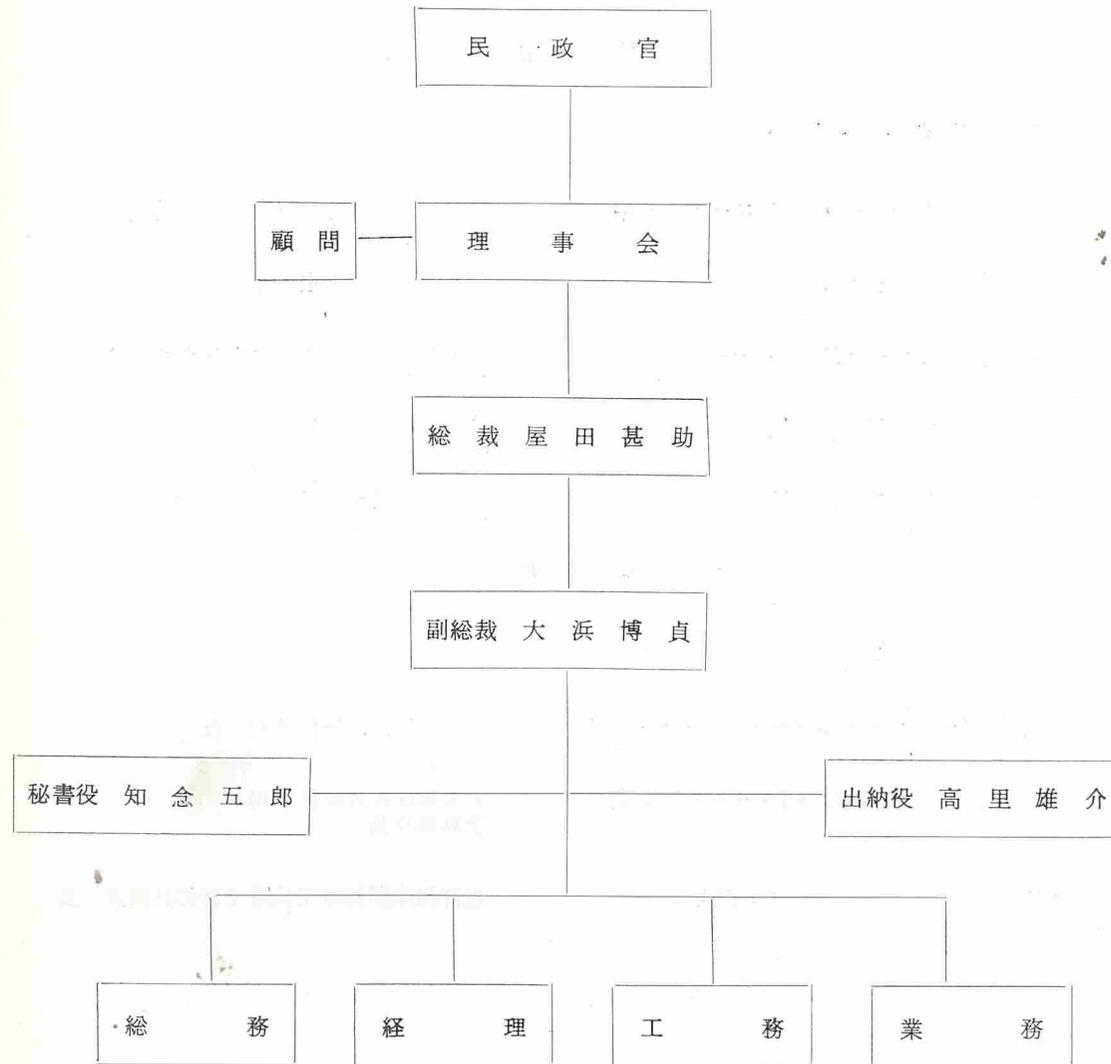
顧 問

顧問氏名及び役職

法律顧問	マービン・G・クリーガー大佐	米国琉球民政府法務局々長
財政顧問	メルビン・J・ラーセン少佐	米国琉球民政府計画局 予算部々長
技術顧問	ガスン・マンデル	在沖縄米国陸軍工兵隊工務部計画課々長

琉球水道公社機構図

1964年6月30日現在



高等弁務官府
 琉球列島米国民政府
 軍事郵便局 331

高等弁務官布令第8号

改正 1号

改正 2号

1958年9月4日

1960年6月30日

1963年11月29日

琉球水道公社の設立

1. 本布令の1部である別紙定款で規定する権限義務及び責任を有する、琉球水道公社と称する公共法人団体を茲に設立する。
2. この布令は1958年9月4日から施行する。

高等弁務官に代つて

1. 添付：定款

グオナ・F・バージャー
 米 国 陸 軍 准 将
 首 席 民 政 官

琉球水道公社定款

第 1 条

琉球水道公社の目的

琉球住民の需要と利益、産業の発展、その他の用途に必要な水の集取、処理、送水、配水及び販売にあたる施設を取得、維持運営するために、琉球列島米国民政府（以下「民政府」という）の一機関として、琉球水道公社（以下「公社」という）と称する法人団体を設立する。

第 2 条

本 社

公社の宛名及び本社事務所、所在地は、琉球列島沖縄那覇とする。

第 3 条

理 事

- 1、公社の理事会（以下「理事会」という）は、琉球列島首席民政官又はその正式後任者が任命する5名の理事で構成する。首席民政官は、理事の1名を理事長として指名する。正理事が不在又は都合により出席出来ない場合、理事長の要請で、代理理事を務める1名又はそれ以上の個人を任命することが出来る。首席民政官は、公社の総裁及び副総裁を指名する。総裁の職務は、首席民政官によつて決定される給与で常勤とする。
- 2、理事の任期は、任命権者の自由裁量によるものとする。ただし、早期に免職されないかぎり任命にあつて、任命権者が任命時に定める期間在任しなければならない。理事の後任者は、前任者の場合と同様な方法で任命される。
- 3、理事に欠員が生じて、4名の正理事が在任しているかぎり、公社の職務遂行について理事会の権限に影響するものではない。4名の正理事又は正理事と代理理事をもつて理事会の定員とする。理事会の決議は理事3名の同意を必要とする。
- 4、理事会は公社の業務、庶務及び財産の運営、管理一般に当るものとし、かつ、この定款及び関係法令、布令にもとづき、公社が遂行し得るすべての権限を行使することができる。
- 5、理事会の定例会議は、理事会の議決により定める日時と場所で、毎月一回開催する。臨時理事会は、理事長又は理事2名により3日以前に各理事に通知して召集することができる。
- 6、各理事は、公社の理事としての職務に対し、任命権者の定める額の俸給又は給与の支給を受ける。ただし、如何なる場合でも、米合衆国政府又は、琉球政府の被用者は、公社理事としての職務に対し、如何なる俸給又は給与をも受けてはならない。理事が、この定款によつて理事会に附与された職務の遂行にあつて負担した費用については、理事会の承認を得て、公社がその実費を負担する。
- 7、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の任命権者の承認又は指示にもとづいて、理事会は、公社の職務執行に必要な追加の役員及び必要な職員又は代理人を選任し、その給与、職務分掌を定め理事会の指名する者については、適当な契約書を要求する。いずれの役員、職員又は代理人も琉球列島首席民政官又は、その正式後任者の指示及び自由裁量により免職することができる。

- 8、理事会は、任命権者の指示する期日及び様式により、業務及び会計明細書を任命権者に提出する。
- 9、理事は就任に際し、この定款によつて課せられた職務を公正適確に履行することを宣誓して署名しなければならない。

第 4 条

役 員

- 1、公社の役員は、総裁及びその他理事会の任命する役員を以て構成する。
- 2、総裁は、理事会の決議にもとづき、公社の業務を執行し、指揮し、公社の名義で、かつ公社を代表して、契約書、譲渡証書、賃貸借契約、その他法人財産に係る証書を作成し、交付する。総裁は公社の日常業務遂行に必要な契約及び文書の行使権を公社支配人に委嘱することができる。
- 3、総裁を除く、役員職務及び権限は、その職務及び任命に関する決議によつて定められる。

第 5 条

法人としての権限

- 1、この定款により別に明示されない限り、公社は、
 - a、この法人名の継承権を有する。
 - b、その法人名において訴訟の当事者となることができる。
 - c、公社の印章を押し、使用する。
 - d、この定款によつて認められた契約を結ぶことができる。
 - e、業務処理の必要上、又は便宜上、不動産を購入又は賃借して保有することができる。
 - f、土地収用権を行使する権限を有し、不動産を又はその権利を買い上げ、もしくは収用する場合は、公社の名において、かつ、この定款の目的達成のために行使されるものとする。
 - g、水を集取、処理、送水、配水及び販売するため、いかなる動産、不動産もしくは、これに伴う権利を取得する権限を有し、かつ、琉球列島において、ダム、ポンプ場、浄水場、送水管、貯水施設を含む附属設備を取得又は建造し、水道管を連結することによつて多数の給水施設を1個の或は数個の施設に統合する権限を有する。
 - h、さらに次の権限を有する。
 - (1) 公社財産の一部もしくは全部を証書、賃貸借、又は、その他の方法によつて譲渡すること。ただし、500弗を超える価格の財産は琉球列島首席民政官又はその正式後任者の事前の承認なしに譲り渡してはならない。更に、水の集取、処理、送水、配水、販売以外の目的のため、又は、公社設立目的に反する目的のために、公社の全財産を譲渡してはならない。
 - (2) 前記(1)の規定に基づいて、公社財産の一部又は全部を米合衆国に賃貸すること。
 - (3) 琉球列島内において水の供給、一般販売に従事する個人会社に融資し、その債券を購入する権限を有する。
 - i、水を生産及び購入し、琉球列島首席民政官又はその正式後任者の承認した料率で、公私の需要者に水を供給し、販売すること。
 - j、その他公社の目的達成上必要なすべての法的行為を行なう権限を有する。

第 6 条

印 章

公社の印章は、公社の名称及び設立年の記された円形のものとする。

第 7 条

免 税

公社は、その財産、収入、事業、経営のあらゆる税金を免除されるものとする。

第 8 条

会 計

- 1、琉球水道公社基金（以下「基金」という）を茲に設定する。この法令にもとづく運営から生ずる収入は、基金に繰入れるものとし、基金は、この法令にもとづく公社の全支出に使用する。
- 2、理事会は、認可された予算に従つて、基金のうち現在必要でない部分を、琉球政府又はその代行機関の利息を生ずる債券に投資する権限を有する。この債券の元金及び利息は、琉球政府が保証するものとし、利率は、公社と琉球政府間の協定によつて定める。基金におけるすべての債券に対する利息及び債券の販売又は償還から生ずる収入は、基金に繰入れその一部となる。
- 3、公社の銀行勘定及び当座預金勘定は、理事会の指定する銀行に設けられ、この勘定はすべて基金に繰入れられ、その一部となる。
- 4、公社の運営費、施設の改修、拡張費、並びに非常支出額を考慮に入れ、基金が公社の必要以上の余剰額があると理事会が認めた場合は、その余剰額は、雑収入として、琉球列島米国民政府一般資金勘定に繰入れるものとする。
- 5、公社は、その目的の如何を問わず、一時に負債が 1,000,000 弗を超えない額内で、金銭を借入れることができる。この目的で、公社は支払期日以前に公社が随時償還しうる手形、社債券、証券その他の証書に規定される方法で発行することができる。公社の起債はすべて、首席民政官の認可を受けなければならない。

第 9 条

予算及び会計検査

- 1、公社は、予算の提出日、書式及び内容、資料の分類並びに作成及び提出方法について首席民政官が定める規則及び規定にもとづき、年次業務予算を編成し、首席民政官に提出し、その審査及び承認を受けなければならない。予算は、公社が法によつて権限を与えられた事業を適切に遂行しうるように臨時支出等の予備費を充分考慮した弾力性ある運営計画でなければならない。
- 2、公社の会計事務は、営利法人業務に適用される原則と手続にもとづき、かつ、首席民政官が定める規則及び規定のもとに、毎年検査が行なわれる。

第 10 条

解 散

- 1、公社が解散する場合又は琉球列島首席民政官又はその正式後任者から公社を解散する旨の通告があつ

た場合は、理事会は、公社資産を精算し、その業務を閉鎖する。解散の期日又は通告の日から一年を経過しても理事会が公社資産の精算及び業務の閉鎖を完了しない場合は、かかる精算閉鎖業務は、琉球列島米国民政府に移管され、民政府は、公社業務の精算閉鎖の遂行についての理事会の権限を継承する。

- 2、公社のすべての資産の精算及びすべての合法的債務支払準備が完了した後生ずる残額はすべて琉球列島米国民政府一般資金に繰入れられる。

第 11 条

改 正

この定款は、琉球列島米国民政府首席民政官又はその正式後任者のみが改正できる。

琉球水道公社資本の増加

自1959会計年度一至1964会計年度

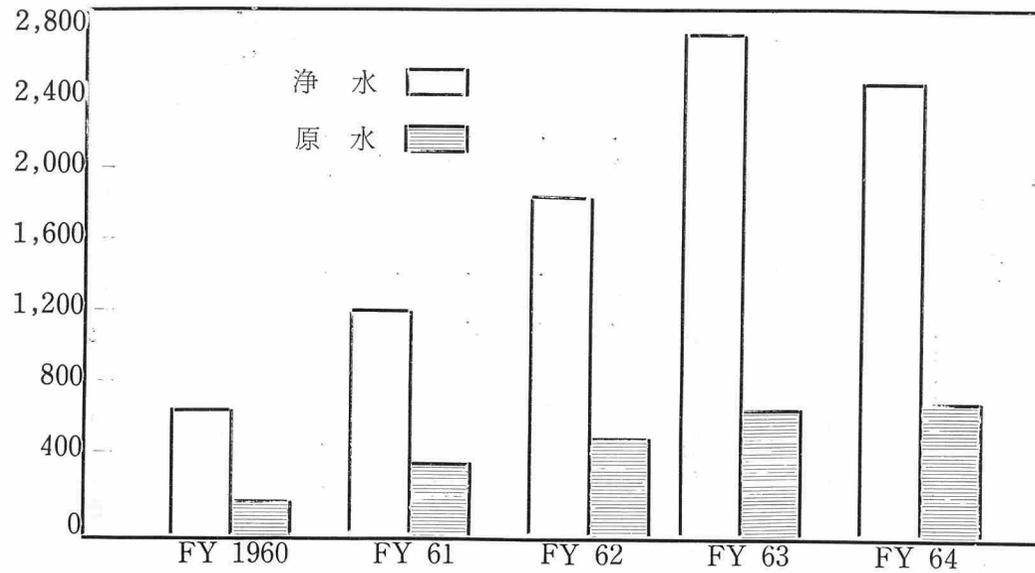
会計年度	資 加 (減)		本		利 益 剰 余 金	
	年 初	年 末	年 初	年 末	年 初	年 末
1959	0	0	\$ 137,000	\$ 138,577	0	\$ 37,409
1960	\$ 138,577	\$ 255,051	664,051	1,057,679	\$ 37,409	60,309
1961	1,057,679	(40,579)	1,454,949	2,472,049	97,718	123,358
1962	2,472,049	205,449	8,800	2,686,298	221,076	219,522
1963	2,686,298	30,137	1,015,000	3,731,435	440,598	253,770
1964	3,731,435	2,000,000	2,500,000	8,282,439	694,368	402,406
計	\$ 2,450,058	\$ 5,779,800	\$ 52,581	\$ 1,096,774		

※ その他とは在琉米国陸軍、米国陸軍混成旅団及び沖縄住宅公社による資産贈与を含む。

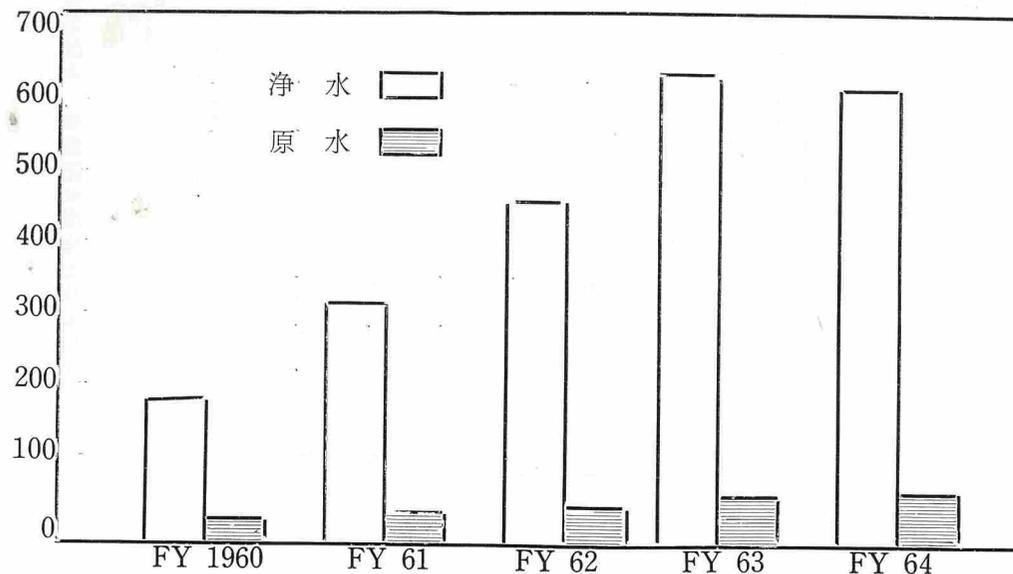
琉球水道公社年次別水の売上高

1960会計年度から1964会計年度迄

単位： 100万ガロン



単位： \$1,000



琉球水道公社の水の売上

1、浄水並びに原水の売上

単位 1,000ガロン

	1964会計年度	1963会計年度	増加率
浄水	2,415,441	2,714,304	(11%)
原水 ※	722,456	680,531	6%
計	<u>3,137,897</u>	<u>3,394,835</u>	<u>(8%)</u>

2、需要者別水の売上

単位 1,000ガロン

	1964会計年度	1963会計年度	増加率
市町村	2,723,188	2,395,242	14%
貸住宅業者	171,125	27,221	529%
商業並びに一般家庭	243,584	972,372	(75%)
計	<u>3,137,897</u>	<u>3,394,835</u>	<u>(8%)</u>

3、市町村別水の売上

単位 1,000ガロン

	1964会計年度	1963会計年度	増加率
那覇市	1,567,530	1,559,191	0.5%
コザ市	378,968	353,514	7%
宜野湾市	348,862	232,416	50%
北谷村	41,026	39,888	3%
具志川村	87,665	83,257	5%
美里村	59,682	26,187	128%
読谷村	45,678	30,234	51%
浦添村	164,635	66,009	149%
北中城村	10,743	4,546	136%
与那城村	4,042	0	—
嘉手納村	14,357	0	—
計	<u>2,723,188</u>	<u>2,395,242</u>	<u>14%</u>

注 ※ 原水は那覇市のみ販売された。

